

鳥取港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例抜粋

(趣旨)

第1条 この条例は、港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第40条第1項の規定に基づき、鳥取港の臨港地区内の分区における建築物その他の構築物（以下「構築物」という。）の規制に関し必要な事項を定めるものとする。

(禁止構築物)

第2条 法第40条第1項に規定する条例で定める構築物は、別表に掲げるもの以外のもの（知事が公益上やむを得ないと認めて許可したものを除く。）とする。

別表

商港区	(1) 法第2条第5項第2号から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設（危険物置場及び貯油施設を除く。） (2) 海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、通運事業その他知事が指定する事業を営む者の事務所 (3) 税関、地方運輸局、海上保安部その他知事が指定する官公署の事務所 (4) 飲食店営業又は物品販売業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項又は第6項に規定する風俗営業又は店舗型性風俗特殊営業に該当するものを除く。以下同じ。）を営むための施設
保安港区	(1) 法第2条第5項第2号から第6号まで及び第8号の2から第10号の2までに掲げる港湾施設 (2) 危険物置場、危険物倉庫及び貯油施設 (3) 消火施設その他の危険防止施設 (4) 給油業者及び危険物を取り扱う業者の事務所 (5) 海上保安部、警察署、消防署その他知事が指定する官公署の事務所

(注) 商港区 . . . 港湾関連用地

保安港区 . . . 危険物取扱施設用地